

臨床研修の到達目標を参考にして各施設が定め 「基本習熟コース」 については、研修歯科医自らが確実に実践でき 「基本習得コース」 については、頻度高く臨床において経験できる内容であること。

(2) 研修プログラムには、当該プログラムにおいて研修歯科医が到達するべき研修目標が定められているとともに、研修プログラムの特色について明記されていること。

2 研修計画

(1) 研修期間は、1年以上とすること。

(2) 複合型臨床研修施設群で臨床研修を行う場合には、以下の条件を満たすこと。

1 原則として、連続した3か月以上の研修を管理型臨床研修施設で行うこと。ただし、3か月を超える期間については、1か月を単位として、連続しなくてもよいこと。

2 協力型臨床研修施設は1施設につき、連続した3か月以上の研修を行うこと。

3 複合型臨床研修施設群においては、研修施設ごとに研修期間、指導歯科医等について明示されていること。

(3) 研修協力施設がある場合には、以下の条件を満たすこと。

1 原則として、研修協力施設での研修期間は、すべての研修期間を通じて合計1か月以内とするこ

2 研修協力施設の種別、研修協力施設が行う研修内容、研修期間、研修実施責任者等が、研修プログラムに明示されていること。

2) 施設、人員等に関する基準の運用について

1 指導歯科医

一般歯科診療について的確に指導し、適正に評価を行うことができ、以下のいずれかの条件に該当すること。指導歯科医は、臨床研修指導のための研鑽を続けなければならないこと。なお、臨床経験年数には、臨床研修期間を含むこと。

(1) 7年以上の臨床経験を有する者であって、指導歯科医講習会(財団法人歯科医療研修振興財団主催)等の指導歯科医のための講習会を受講していること。なお、都道府県歯科医師会会长の推薦があることが望ましいこと。

(2) 5年以上の臨床経験を有する者であって、日本歯科医学会分科会の認定医・専門医の資格を有し、指導歯科医講習会(財団法人歯科医療研修振興財団主催)等の指導歯科医のための講習会を受講していること。

(3) 大学又は大学の歯学部若しくは医学部の附属施設である病院においては、5年以上の臨床経験を有する者であって、大学又は大学の歯学部若しくは医学部の附属施設である病院に所属し、

当該病院長が発行した臨床指導経歴を示す教育評価及び業績証明書を有すること。なお、臨床指導経歴には卒前臨床実習指導を含むこと。

2 研修管理委員会

(1) 研修管理委員会を単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設に置くこと。

(2) 研修管理委員会の構成員には、次の者を含むこと。

1 委員長(当該臨床研修施設の長)

2 研修管理委員会が管理するすべての研修プログラムの研修プログラム責任者(複合型臨床研修施設群の場合には、研修プログラム責任者については管理型臨床研修施設に置くこと)。

3 複合型臨床研修施設群の場合には、協力型臨床研修施設の指導責任者(当該協力型臨床研修施設の長)

4 研修協力施設がある場合には、研修協力施設の研修実施責任者

5 すべての参加施設の事務部門の責任者

(3) 研修管理委員会は、次に掲げる事項を行うこと。

1 研修プログラムの全体的な管理(研修プログラム作成方針の決定、各研修プログラム間の相互調整など)

2 研修歯科医の全体的な管理(研修歯科医の募集、他施設への出向、研修歯科医の処遇、研修歯科医の健康管理など)

3 研修歯科医の研修状況の評価(研修目標の達成状況の評価、臨床研修修了の評価など)

4 採用時における研修希望者の評価

5 研修後の進路についての、相談等の支援

3 研修の記録及び評価

(1) 研修歯科医手帳を作成し、研修歯科医に研修内容を記入させること。

研修歯科医手帳には、病歴や治療の要約を作成させるよう指導することが望ましいこと。

(2) 指導歯科医は、研修歯科医の目標到達状況を適宜把握すること。

(3) 研修プログラム責任者は、研修歯科医の目標到達状況を適宜把握し、研修歯科医が研修終了時までに到達目標を達成できるよう調整を行うとともに、研修管理委員会に目標の達成状況を報告する。

(4) 臨床研修施設の長は、研修管理委員会が行う研修歯科医の評価の結果を受けて、研修修了証を交付する(複合型臨床研修施設群においては管理型臨床研修施設の長が交付する)。

4 研修プログラム責任者

(1) 研修プログラム責任者は、指導歯科医の要件を満たす者であること。

(2) 複合型臨床研修施設群においては、管理型臨床研修施設に研修プログラム責任者を置くこと。

(3) 研修プログラム責任者は、複数の研修プログラムを管理しても良いこと。ただし、20人以上の研修歯科医を管理する場合は、原則として副研修プログラム責任者を設置し、受け持つ研修歯科医の数は一人当たりが20人を超えないこと。

(4) 研修プログラム責任者は、次の事項を行うこと。

1 研修プログラムの管理

2 全研修期間を通じて、個々の研修歯科医の管理

5 入院症例

適切な指導体制の下に入院症例の研修が可能であり、十分な症例数が確保できること。

6 医療安全のための体制

特定機能病院及び医師臨床研修病院以外の歯科医師臨床研修施設については、次に掲げる事項を満たすこと。

(1) 単独型臨床研修施設及び管理型臨床研修施設においては、以下の安全管理のための体制を確保しなければならないこと。

1 医療に係る安全管理のための指針を整備すること。

医療に係る安全管理のための指針とは、次に掲げる事項を文書化したものであり、また、医療に係る安全管理のための委員会において策定及び変更するものであること。

ア 医療機関における安全管理に関する基本的考え方

イ 医療に係る安全管理のための委員会その他医療機関内の組織に関する基本的事項

ウ 医療に係る安全管理のための職員研修に関する基本方針

エ 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善の方策に関する基本方針

オ 医療事故等発生時の対応に関する基本方針

カ 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

キ その他医療安全の推進のために必要な基本方針

2 医療に係る安全管理のための委員会を開催すること。

医療に係る安全管理のための委員会（以下「安全管理委員会」という）とは、医療機関内の安全管理の体制の確保及び推進のために設けるものであり、次に掲げる基準を満たす必要があると。

なお、無床診療所においては職員会議をもって委員会としてよいこと。

ア 安全管理委員会の管理及び運営に関する規程が定められていること。

イ 重要な検討内容について、患者への対応状況を含め管理者へ報告すること。

ウ 重大な問題が発生した場合は、速やかに発生の原因を分析し改善策の立案及び実施並びに職員への周知を図ること。

エ 安全管理委員会で立案された改善策の実施状況を必要に応じて調査し、見直しを行うこと。

オ 安全管理委員会は月1回程度開催するとともに、重大な問題が発生した場合は適宜開催すること。

カ 各部門の安全管理のための責任者等で構成されること。

3 医療に係る安全管理のための職員研修を実施すること。

医療に係る安全管理のための職員研修 とは、医療に係る安全管理のための基本的考え方及び具体的方策について当該医療機関の職員に周知徹底を行う ことで、個々の職員の安全に対する意識、安全に業務を遂行するための技能やチームの一員としての意識の向上等を図るものであること。

本研修は、医療機関全体に共通する安全管理に関する内容について、定期的に開催するほか、必要に応じて開催すること。また、研修の実施内容について記録すること。

4 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善の方策を講ずること。

医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善の方策とは、医療機関内で発生した事故の安全管理委員会への報告等、あらかじめ定められた手順や事例収集の範囲等に関する規程に従い事例を収集、分析することにより医療機関における問題点を把握して、医療機関の組織としての改善策の企画立案やその実施状況を評価することであること。また、重大な事故の発生時には、速やかに管理者へ報告すること等を含むものであること。なお、事故の場合にあっての報告は診療録や看護記録等に基づき作成すること。

5 医療に係る安全管理を行う者を配置すること。

医療 に係る安全管理を行う者（以下「 安 全 管 理 者 」とい う）とは、当該施設における医療に係る安全管理を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、施設内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行うものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。

ア 医師、歯科医師、薬剤師、看護師又は歯科衛生士のうちのいずれかの資格を有していること。

イ 医療安全に関する必要な知識を有していること。

ウ 病院においては、当該施設の医療安全に関する管理を行う部門に所属していること。

エ 当該施設の医療に係る安全管理のための委員会（以下「安全管理委員会」とい う）の構成員に含まれていること。。

6 病院においては、医療に係る安全管理を行う部門を設置すること。

医療に係る安全管理を行う部門（以下「 安全管理部門 」とい う）とは、安全管理者及びその他必要な職員で構成され、安全管理委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該施設内の安全管理を担う部門であって、次に掲げる業務を行うものであること。

- ア 安全管理委員会で用いられる資料及び議事録の作成及び保存, その他安全管理委員会の庶務に関すること。
- イ 事故等に関する診療録や看護記録等への記載が正確かつ十分になされていることの確認を行うとともに, 必要な指導を行うこと。
- ウ 患者や家族への説明など事故発生時の対応状況について確認を行うとともに, 必要な指導を行うこと。
- エ 事故等の原因究明が適切に実施されていることを確認するとともに, 必要な指導を行うこと。
- オ 医療安全に係る連絡調整に関すること。
- カ その他医療安全対策の推進に関すること。

7 患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。

患者からの相談に適切に応じる体制を 確保することとは, 病院においては, 当該施設内に患者相談窓口を常設し, 患者等からの苦情, 相談に応じられる体制を確保するものであり, 次に掲げる基準を満たす必要があること。また, これらの苦情や相談は医療機関の安全対策等の見直しにも活用されるものであること。

ア 患者相談窓口の活動の趣旨, 設置場所, 担当者及びその責任者, 対応時間等について, 患者等に明示されていること。

イ 患者相談窓口の活動に關し, 相談に對 応する職員 , 相談後の取扱, 相談情報の秘密保護、管理者への報告等に関する規約が整備されていること。

ウ 相談により, 患者や家族等が不利益を受けないよう適切な配慮がなされていること。

なお, 診療所においては, 意見箱等の患者からの意見を適切に収集する体制をもって代えてよいこととする。この場合も上記ア~ウに準ずる体制を確保すること。

(2) 協力型臨床研修施設においては, 上記の1から5までの体制を確保し, 6及び7の体制整備に努めること。なお, 当該施設内に患者からの相談に適切に応じる体制が確保されない場合にあっては, 管理型臨床研修施設等に患者相談窓口を確保し, その活動の趣旨, 設置場所, 担当者及びその責任者, 対応時間等について, 患者等に明示すること。

7 歯科主要設備等

歯科主要設備とは, 到達目標の一般目標と行動目標に掲げる研修内容の習得に必要な設備をいうこと(例:歯科診療台, 歯科用エックス線装置, パノラマエックス線装置, オートクレーブ, 超音波歯石除去器, 生体モニター, 口腔内画像処理システム, 吸入鎮静装置等。)

8 臨床研修に必要な設備等

(1) 当該施設で行う臨床研修に必要な図書及び雑誌が整備されていること。

臨床研修に必要な図書及び雑誌の整備とは, 内外の専門図書及び雑誌を有し, かつ, 年間において相当数の図書及び雑誌の購入を行うものであること。

- (2) 病歴管理者を明確にし、組織的な病歴管理が行われていること。
- (3) 原則として、インターネット環境が整備されていて、Medline等の文献データベース検索や教育用コンテンツの利用環境等が整備されていること。
- (4) 研修歯科医のための宿舎が確保されていることが望ましいこと。

3) 研修歯科医の待遇、採用等に関する基準の運用について

1 研修歯科医の待遇について

- (1) 研修歯科医の待遇とは、以下のものをいうこと。

- 1 常勤又は非常勤の別
- 2 研修手当、勤務時間及び休暇に関する事項
- 3 時間外勤務及び当直に関する事項
- 4 宿舎の有無
- 5 社会保険・労働保険(公的医療保険、公的年金保険、労災保険、雇用保険)の適用の有無
- 6 健康管理
- 7 歯科医師賠償責任保険の適用の有無
- 8 自主的な研修活動に関する事項(研究会への参加の可否及び費用負担の有無)

(2) 研修歯科医がアルバイトをせずに研修に専念できるよう、研修歯科医の待遇の内容を定めること。

(3) 医師臨床研修医の待遇にかんがみ、相当の待遇が確保されることが望ましいこと。研修歯科医については、一般的には、労働者性が認められると考えられることから、労働基準法等労働関係法令に規定される労働条件に相当する待遇が確保されることが必要であること。

2 处遇内容の公表

研修歯科医を募集する際に、研修歯科医の待遇の内容が公表されていること。

3 处遇の実施

公表された待遇の内容のとおりに研修歯科医の待遇が実施されていること。

4 研修歯科医の採用方法

研修歯科医の新規の募集及び採用は、原則として、公募によるものであること。

5 臨床研修の中止及び再開について

(1) 研修管理委員会は、研修歯科医が臨床研修を継続することが困難であると認める場合には、当該研修歯科医がそれまでに受けた臨床研修に係る当該研修歯科医の評価を行い、単独型臨床

研修施設又は管理型臨床研修施設の管理者に対し、当該研修歯科医の臨床研修を中断することを勧告することができる。

(2) 単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の管理者は、研修管理委員会の勧告又は研修歯科医の申出を受けて、当該研修歯科医の臨床研修を中断することができる。

(3) 単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の管理者は、研修歯科医の臨床研修を中断した場合には、当該研修歯科医の求めに応じて、速やかに臨床研修中断証を公布しなければならないこと。

(4) 臨床研修を中断した者は、臨床研修施設に、臨床研修中断証を添えて、臨床研修の再開を申し込むことができること。この場合において、臨床研修中断証の提出を受けた臨床研修施設が臨床研修を行うときは、当該臨床研修中断証の内容を考慮した臨床研修を行わなければならないこと。

6 臨床研修の修了について

(1) 研修管理委員会は、研修歯科医の研修期間の終了に際し、臨床研修に関する当該研修歯科医の評価を行い、単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の管理者に対し、当該研修歯科医の評価を報告しなければならないこと。この場合において、研修管理委員会は、臨床研修中断証を提出し臨床研修を再開した研修歯科医については、当該臨床研修中断証に記載された当該研修歯科医の評価を考慮するものとすること。

(2) 単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の管理者は、前項の評価に基づき、研修歯科医が臨床研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該研修歯科医に対して、臨床研修修了証を交付しなければならないこと。

(3) 単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の管理者は、第一項の評価に基づき、研修歯科医が臨床研修を修了していないと認めるときは、速やかに、当該研修歯科医に対して、理由を付して、その旨を文書で通知しなければならない。

IV 歯科医師臨床研修の到達目標について

1) 歯科医師臨床研修の概要

歯科医師臨床研修の目標は、患者中心の全人的医療を理解し、すべての歯科医師に求められる基本的な診療能力(態度、技能及び知識)を身に付け、生涯研修の第一歩とすることである。なお、この目標については、施行後5年以内にその施行状況等を踏まえ検討し、見直しを図る。

2) 歯科医師臨床研修のねらい

1 歯科医師として好ましい態度・習慣を身に付け、患者及び家族とのよりよい人間関係を確立する。

2 全人的な視点から得られた医療情報を理解し、それに基づいた総合治療計画を立案する。

- 3 歯科疾患と障害の予防及び治療における基本的技能を身に付ける。
- 4 一般的によく遭遇する応急処置と、頻度の高い歯科治療処置を確実に実施する。
- 5 歯科診療時の全身的偶発事故に適切に対応する。
- 6 自ら行った処置の経過を観察、評価し、診断と治療に常にフィードバックする態度・習慣を身に付ける。
- 7 専門的知識や高度先進的歯科医療に目を向け、生涯研修の意欲への動機付けをする。
- 8 歯科医師の社会的役割を認識し、実践する。

3) 到達目標

「基本習熟コース」については、研修歯科医自らが確実に実践できることが基本であり、臨床研修修了後に習熟すべき「基本習得コース」については、頻度高く臨床において経験することが望ましいものである。

1 歯科医師臨床研修 「基本習熟コース」

一般目標

個々の歯科医師が患者の立場に立った歯科医療を実践できるようになるために、基本的な歯科診療に必要な臨床能力を身に付ける。

(1) 医療面接

【一般目標】

患者中心の歯科診療を実施するために、医療面接についての知識、態度及び技能を身に付け、実践する。

【行動目標】

- 1 コミュニケーションスキルを実践する。
- 2 病歴(主訴、現病歴、既往歴及び家族歴)聴取を的確に行う。
- 3 病歴を正確に記録する。
- 4 患者の心理・社会的背景に配慮する。
- 5 患者・家族に必要な情報を十分に提供する。
- 6 患者の自己決定を尊重する(インフォームドコンセントの構築)。
- 7 患者のプライバシーを守る。
- 8 患者の心身におけるQOL(Quality Of Life)に配慮する。
- 9 患者教育と治療への動機付けを行う。

(2) 総合診療計画

【一般目標】

効果的で効率の良い歯科診療を行うために、総合治療計画の立案に必要な能力を身に付ける。

【行動目標】

- 1 適切で十分な医療情報を収集する。
- 2 基本的な診察・検査を実践する。
- 3 基本的な診察・検査の所見を判断する。
- 4 得られた情報から診断する。
- 5 適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示する。
- 6 十分な説明による患者の自己決定を確認する。
- 7 一口腔単位の治療計画を作成する。

(3) 予防・治療基本技術

【一般目標】

歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身に付ける。

【行動目標】

- 1 基本的な予防法の手技を実施する。
- 2 基本的な治療法の手技を実施する。
- 3 医療記録を適切に作成する。
- 4 医療記録を適切に管理する。

(4) 応急処置

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

【行動目標】

- 1 疼痛に対する基本的な治療を実践する。
- 2 歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。
- 3 修復物、補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。

(5) 高頻度治療

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して必要な臨床能力を身に付ける。

【行動目標】

- 1 齧歯の基本的な治療を実践する。
- 2 歯髄疾患の基本的な治療を実践する。
- 3 歯周疾患の基本的な治療を実践する。
- 4 抜歯の基本的な処置を実践する。

5 咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。

(6) 医療管理・地域医療

【一般目標】

歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身に付ける。

【行動目標】

- 1 保険診療を実践する。
- 2 チーム歯科医療を実践する。
- 3 地域医療に参画する。
- 2 歯科医師臨床研修 「基本習得コース」

一般目標

生涯にわたる研修を行うために、より広範囲の歯科医療について知識、態度及び技能を習得する態度を養う。

(1) 救急処置

【一般目標】

歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- 1 バイタルサインを観察し、異常を評価する。
- 2 服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明する。
- 3 全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。
- 4 歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。
- 5 一次救命処置を実践する。
- 6 二次救命処置の対処法を説明する。

(2) 医療安全・感染予防

【一般目標】

円滑な歯科診療を実施するために、必要な医療安全・感染予防に関する知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- 1 医療安全対策を説明する。
- 2 アクシデント及びインシデントを説明する。
- 3 医療過誤について説明する。
- 4 院内感染対策(Standard Precautionsを含む)を説明する。。
- 5 院内感染対策を実践する。

(3) 経過評価管理

【一般目標】

自ら行った治療の経過を観察評価するために、診断及び治療に対するフィードバックに必要な知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- 1 リコールシステムの重要性を説明する。
- 2 治療の結果を評価する。
- 3 予後を推測する。

(4) 予防・治療技術

【一般目標】

生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を理解する。

【行動目標】

- 1 専門的な分野の情報を収集する。
- 2 専門的な分野を体験する。
- 3 POS (Problem Oriented System)に基づいた医療を説明する。
- 4 EBM (Evidence Based Medicine)に基づいた医療を説明する。

(5) 医療管理

【一般目標】

適切な歯科診療を行うために、必要となるより広範囲な歯科医師の社会的役割を理解する。

【行動目標】

- 1 歯科医療機関の経営管理を説明する。
- 2 常に、必要に応じた医療情報の収集を行う。
- 3 適切な放射線管理を実践する。
- 4 医療廃棄物を適切に処理する。

(6) 地域医療

【一般目標】

歯科診療を適切に行うために、地域医療についての知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- 1 地域歯科保健活動を説明する。
- 2 歯科訪問診療を説明する。
- 3 歯科訪問診療を体験する。

4 医療連携を説明する。

V 指導歯科医講習会について

指導歯科医の資格要件として「III2)1指導歯科医」に定める、

(1)及び(2)において、指導歯科医講習会(財団法人歯科医療研修振興財団主催)等の指導歯科医のための講習会の受講が必須となる。

これらの講習会等において、指導歯科医がカリキュラム・プランニングの技法を身に付けることは、歯科医師臨床研修の質の向上、ひいては研修歯科医の資質の向上につながるものである。

これらを踏まえ、指導歯科医の増員を図るため、大学等において協力型臨床研修施設の指導歯科医となる者を対象に含め、厚生労働省後援の修了証が発行される指導歯科医講習会が開催されることが望まれる。

VI 研修歯科医の募集・組合せ決定システム(マッチング)について

臨床研修施設が研修歯科医を全国的に公募し、臨床研修を希望する者が研修プログラムを主体的に選択することが可能なシステムを創設することが必要である。

(別紙) 構成メンバー名簿

伊東 隆利 伊東歯科医院院長

井上 宏 大阪歯科大学教授

○石井 拓男 東京歯科大学教授

小野瀬英雄 日本大学教授

蒲生 淳(H15.5~) 日本歯科医師会常務理事

鴨志田義功 鴨志田歯科医院院長

河野 正司(~H15.4) 新潟大学歯学部教授

住友 雅人 日本歯科大学歯学部附属病院院長

田中 義弘 神戸市立中央市民病院歯科部長

辻本 好子 ささえあい医療人権センター 代表COML

野首 孝祠(H15.5~) 大阪大学歯学部附属病院院長

兵頭 英昭(~H15.4) (元)日本歯科医師会常務理事

俣木 志朗 東京医科歯科大学大学院教授

吉澤 信夫 山形大学医学部教授

○座長

新歯科医師臨床研修に関する法令・通知等

1) 歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について

医政第 0617001 号
平成 16 年 6 月 17 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について

平成 18 年度から実施される新たな歯科医師臨床研修制度については、平成 16 年 3 月 26 日に「歯科医師臨床研修必修化に向けた体制整備に関する検討会 報告書」が公表され、指導歯科医の資格要件として、カリキュラム立案能力ならびに臨床研修指導技法を習得することを目的とした講習会を受講していくことが必須であるという位置づけがなされたところである。

今般、指導歯科医が参加する指導歯科医講習会の質を確保するため、厚生労働省として、別紙のとおり「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針」を定め、これにのっとった指導歯科医講習会の実施を推進することとしたので、貴職におけるては、内容を御了知の上、貴職管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

2) 歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針

本指針は、歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会（以下「指導歯科医講習会」という。）を開催する者が参考とする形式、内容等を定めることにより、指導歯科医講習会の質の確保を図り、もって臨床研修指導歯科医（以下「指導歯科医」という。）の資質の向上及び臨床研修を行う在院・勤務所における適切な指導体制の確立に資することを目的とするものである。

昭和 16 年 3 月 20 日

題名

第 1 章

歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の質の指針

第 1 説明

本指針は、歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会（以下「指導歯科医講習会」という。）を開催する者が参考とする形式、内容等を定めることにより、指導歯科医講習会の質の確保を図り、もって臨床研修指導歯科医（以下「指導歯科医」という。）の資質の向上及び臨床研修を行う在院・勤務所における適切な指導体制の確立に資することを目的とするものである。

第 2 指導歯科医講習会の開催指針

1. 講習会実施担当者

次に掲げる者が構成される講習会実施担当者が、指導歯科医講習会の企画、運営、資料等を行うこと。

（1）講習会主査責任者（ディレクター）

講習会主査責任者は、指導歯科医講習会を主導する責任者であり、1名以上であること。ただし、（2）の講習会企画責任者が兼務しても認められないこと。

（2）講習会企画責任者（チーフスタッフ）

講習会企画責任者は、指導歯科医講習会の企画、運営、進行を行う責任者であり、1名以上であること。

講習会企画責任者は、以下のいずれかの要件を満たすこと。

・「歯科医師臨床研修指導歯科医」（准生井担当者）、「財」歯科医師臨床研修指導歯科医において講習会企画責任者は講習会企画責任者又は講習会企画人としての経験があること、及び講師一覧表に登録されていること。

・「歯科医師臨床研修指導歯科医」（准生井担当者）、「財」歯科医師臨床研修指導歯科医、又は本指針に記載された指導歯科医講習会等において、講習会企画責任者又は講習会企画人としての経験がある者であること。

（3）講習会企画人（タスクマスター）

講習会企画人は、講習会企画責任者が行う企画、運営、進行等に協力する者であり、3名（3）のグループ当たり1名程度以上であること。

講習会企画人は、「歯科医師臨床研修指導者登録一覧表」、「歯科医師臨床研修指導歯科医」、本指針に記載された指導歯科医講習会等に係るしたがつて実施された指導歯科医講習会等において、講習会企画責任者又は講習会企画人としての経験がある者であること。

2. 指導歯科医講習会の実施期間

指導歯科医講習会の実施期間は、原則として、実質的な講習時間の合計が1.6時間以上で算定されること。2泊3日以上が望ましいが、少なくとも2日間以上で算定されること。

3. 指導歯科医講習会の形式

指導歯科医講習会は、いわゆるワーキングアップ（参加者主体の体験型研修）形式で実施され、次に掲げる要件を満たすこと。

（1）指導歯科医講習会の実施が明らかに明示されていること。

（2）医療団体の多様化がより看護内であること。

（3）参加者の多様化がより看護内であること。

（4）グループ討議の成績及びグループ発表の結果が記録されるとともに、その結果が取り込まれた講習会報告書が作成されるなど。

（5）参加者の評価を強く支持（アイスブレーキング）が実施され、参加者のコミュニケーションの環境について配慮されていること。

（6）参加者の活動的・実践的に活動するプロセスであること。

4. 指導歯科医講習会におけるテーマ

指導歯科医講習会におけるテーマは、次に掲げる項目の（1）を必須とし、（2）～（12）の項目のいくつかが含まれていること。

（1）研修プログラムの立案（研修目標、研修方略及び研修評価の実施計画の作成）

・「研修方略」とは、研修実施者が研修目標を達成するために、どのような方法で、誰の指導によって研修を行うか等の具体的な計画及び手順をいうものであることを。

・「研修評価の実施計画」とは、どのような場面で、誰が、どのような評価方法で研修実施を評価するか等の具体的な評価計画を立てるものであることを。

（2）新たな業務実践動向把握

（3）医療法規

（4）患者と看護医師との関係

（5）総合的看護

（6）歯科医師に望まれる総合的・基本的な診療能力

（7）医療安全・医療事故

（8）医療監査（医療監査・チーム医療・地域医療）

（9）想定に基づいた医療（Evidence-based Medicine：EBM）

（10）指導歯科医の在り方

（11）研究技術・検査技術及び研修プログラムの評価

（12）その他の臨床研修に必要な事項

5. 指導歯科医講習会の終了

指導歯科医講習会の終了者に対して、修了証書が交付されること。

6. 指導歯科医講習会の参加者

大学及び大学の附属病院において指導歯科医講習会を実施する場合においては、当該大学附属病院にて指導歯科医の任につく予定者の他、当たる教科又は該当教科組合員及び該当教科以外の施設において指導歯科医の任につく予定者を参加者に含むこと。

第 3 指導歯科医講習会の終了証書

1. 指導歯科医講習会の参加者が交付する修了証書については、任意の様式で差し支えないこと。

2. ただし、様式（1）の修了証書を交付しようとする場合は、指導歯科医講習会終了の2日前までに、様式（2）の修了証書に該当證書を添えて厚生労働省歯科医師会認定登録簿に提出して登録すること。当該指導歯科医講習会が本指針にのっとるものであると当該登録簿に記載した場合には、その主査責任者に連絡するので、指導歯科医講習会終了の2日前までに、様式（1）を用いて修了証書に、参加者の氏名、指導歯科医講習会の名称等を記載し、主査責任者に提出した上で、認定登録簿に提出すること。提出された修了証書について、認定登録簿を押印した上で主査責任者に返却するものであること。

指導歯科医講習会に登録しなかった名及び指導歯科医講習会を修了しなかった者に對しては、修了証書を交付しないこと。また、第4の講習会報告書を実際に出する際に、併せて交付しなかった修了証書を実際に出すること。

第 4 指導歯科医講習会の実施報告

指導歯科医講習会の終了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した講習会報告書を作成し、参加者に提出するとともに、厚生労働省医政局歯科医師課に提出すること。

（1）指導歯科医講習会の名称

（2）主査者、副査者、講習者等の名前

（3）開催日及び開催地

（4）講習会実施担当者の氏名

（5）参加者の氏名及び人数

（6）修了登録者の方名及び人数

（7）指導歯科医講習会の目標

（8）指導歯科医講習会進行表（概要、テーマ、実施方法、担当者等を記載した指導歯科医講習会の時割表）

（9）修得者登録登録会の報告（討議及び発表のグループに上の名簿及びグループ討議の結果及びグループ発表の結果を盛り込むこと。）

関連リンク

1. [厚生労働省のホームページ](#)
2. [財団法人 歯科医療研修振興財団のホームページ](#)
3. [国立保健医療科学院のホームページ](#)